

岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更について

1 五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画		変更する面積			変更後の計画(案)	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	246,850	16.2%	0	0	0	246,850	16.2%
農業地域(b)	746,921	48.9%	0	5	△ 5	746,916	48.9%
森林地域(c)	1,174,470	76.9%	0	66	△ 66	1,174,404	76.9%
自然公園地域(d)	72,011	4.7%	0	0	0	72,011	4.7%
自然保全地域(e)	4,956	0.3%	0	0	0	4,956	0.3%
五地域計 (f: a+b+c+d+e)	2,245,208	147.0%	0	71	△ 71	2,245,137	147.0%
白地地域	8,372	0.5%	9	0	9	8,381	0.5%
県土面積	1,527,501	100.0%	0	0	0	1,527,501	100.0%

注1:「都市地域」とは、一体の都市として総合的に開発、整備及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域である。

注2:「農業地域」とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域である。

注3:「森林地域」とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域である。

注4:「自然公園地域」とは、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されることが相当な地域である。

注5:「自然保全地域」とは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域である。

注6:「白地地域」とは、五地域のいずれにも該当しない地域である。

注7:「県土面積」は、平成29年10月1日現在の国土地理院公表の数値である。

注8:五地域は互いに重複する部分があるため、五地域面積の合計は県土面積を上回っている。

注9:「現行計画の面積」は、平成30年3月31日現在の数値であること。

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況(ha)				変更部分の地目現況(ha)		変更を必要とする理由 (地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況	白地地域の増減	地目	面積				
					名称	面積								名称
1	一関農業地域 (14-14)	一関市 (千厩)		5	都	5	用途	5		宅地 道路	4 1	土地利用の的確な誘導を図るため、現状の「用途地域の無指定」から「工業地域」へ変更するため、農業地域を縮小するもの。	一関市農業振興地域整備計画の変更(平成31年11月予定)	都市計画と農林漁業との調整措置 平成30年10月23日付け 了
2	花巻森林地域 (14-8)	花巻市 (横志田)		3	農	3				その他	3	林地開発(産業廃棄物中間処理場)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H34)	H29.1.30 林地開発許可 H30.7.10 完了
3	花巻森林地域 (14-8)	花巻市 (東和)		9	農	9				その他	9	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H34)	H15.11.4 林地開発許可 H30.6.6 完了
4	花巻森林地域 (14-8)	花巻市 (東和)		6	都農	6				その他	6	林地開発(変電所)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H34)	H24.11.26 林地開発許可 H29.9.15 完了
5	北上森林地域 (14-11)	北上市 (和賀)		3	都農	3				その他	3	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H34)	H29.5.24 林地開発許可 H30.6.20 完了
6	一関森林地域 (14-13)	一関市 (萩荘)		5	農	5				その他	5	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H34)	H26.12.5 林地開発許可 H29.6.30 完了
7	一関森林地域 (14-13)	一関市 (厳美)		8	農	8				その他	8	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H34)	H29.2.7 林地開発許可 H29.12.22 完了
8	一関森林地域 (14-13)	一関市 (真柴)		4	都	4				その他	4	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H34)	H29.8.25 林地開発許可 H30.3.19 完了
9	一関森林地域 (14-13)	一関市 (花泉)		5	農	5				その他	5	林地開発(太陽光発電施設)により現況が森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったため。	北上川中流森林計画の樹立(H34)	H28.6.10 林地開発許可 H29.5.30 完了

2 変更スケジュール

時期	土地利用基本計画(計画図) 変更スケジュール	個別規制法サイドのスケジュール				
		都市計画法	農振法	森林法	自然公園法	自然環境保全法
平成30年11月 以 前	○国土交通省との事前調整開始 (11/21) ○市町村長からの意見聴取開始 (11/26)		○都市計画と農林漁業との調整 (10/23 了)			
平成30年12月	○国土交通省との事前調整完了 (12/18) ○市町村長からの意見聴取完了 (12/10)					
平成31年1月	○国土利用計画審議会 (1/31)					
平成31年2月	○国土交通省からの意見聴取開始 (2月上旬)	○都市計画審議会(2/下旬)				
平成31年3月	○国土交通省からの意見聴取完了 (3月中旬) ○計画変更決定・告示 (3月下旬)	○都市計画決定・告示(3月下旬)	○農業振興地域変更決定・告示 (3月下旬)			
平成31年4月 以 降			○一関市農業振興地域整備計画 変更(2019年11月)	○各地域森林計画樹立年度の 10月下旬～11月下旬 計画(案)の縦覧 11月下旬 市町村・森林管理局からの意見 照会 12月中旬 森林審議会 12月下旬 農林水産大臣協議 地域森林計画公表		